



未来を支える基礎づくり

# 株式会社トーヨーアサノ

## 第78回定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2021年5月25日（火曜日）  
午前10時  
受付開始予定時間 午前9時

開催  
場所

静岡県沼津市上土町100番地1  
沼津リバーサイドホテル 3階 香陵

### 目次

■ ごあいさつ	1
■ 第78回定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	4
議案および参考事項	
● 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名選任の件	
● 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	

(添付書類)

■ 事業報告	10
■ 連結計算書類	31
■ 計算書類	33
■ 監査報告書	35

株式会社トーヨーアサノ

証券コード：5271

# ごあいさつ

株主の皆さんには、平素より当社グループへの格別のご支援、お引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

私からのごあいさつとして、当社グループの経営理念をご紹介したいと思います。

## 経営理念

### ■ 顧客第一 ■ 合理追求 ■ 人倫遵守

「顧客第一」とは、お客さまの立場になって物事を発想し、お客さまの求める製品、サービスを提供することを通じて、お客さま満足を追求することです。お客さま満足の追求を通じて、社会の発展に貢献し続けることが、当社の存在意義であると考えています。

「合理追求」と「人倫遵守」は、「顧客第一」を実現するために、私たちが大切にしなくてはならない価値観を表しています。

「合理追求」とは、目的を達成するための手段の選択において合理性、すなわち科学的な思考を追求することであり、私たちの意思決定において大切にしている価値観です。

経営における科学的な思考とは、数値や事実といった具体的な根拠を基礎に論理を仮説として組み立て、実行を通じて仮説を検証していくプロセスであり、合理的な意思決定の基礎になるものと考えています。

「人倫遵守」とは、企業が社会的な存在であるということを常に意識し、社員は他の模範となるような高い倫理観を持つことを求めています。事業活動の基礎となる最も基本的な価値観です。

単なる遵法ではなく、社会正義に照らして適切な判断が出来ると共に、どうあるべきかを進んで考えることを求めています。

いずれも基本的な事柄ですが、経営環境の変化が大きく、かつ速度が速くなっている現代においてこそ、基本を大切に、着実に積み重ねていくことが重要であると考えています。

株主の皆さんにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2021年5月

代表取締役 植松 泰右

## 重要

# 新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について

新型コロナウイルスに対する株主の皆さまの安全確保および感染拡大防止のため、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。また、当日お受けするご質問とは別に、インターネットにて事前に質問をお受けいたします。

## 株主総会ご出席時のご注意とお願い

- ・株主総会にご参加いただく株主の皆さまにおかれましては、株主総会開催時点の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク常時着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場への入場の際にはアルコール消毒液による手指の消毒と、非接触型体温計による検温のご協力をお願いいたします。
- ・検温により37.5度以上の発熱が確認された株主さま、体調不良が見受けられる株主さま、アルコール消毒のご利用やマスク常時着用をしていただけない株主さまには、ご入場のお断りや、ご退場をお願いする場合がございます。
- ・会場内の株主席は間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる座席数に限りがございます。入場は先着順とさせていただき、満席となった場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の運営メンバーにおきましても、検温や体調確認の実施のうえ、マスクを装着して対応させていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
- ・体調が悪化し、またご気分が優れなくなった等の場合は、速やかに受付スタッフにお申し出ください。

## 事前質問の受付

事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆さまの関心の高い事項につきましては、後日当社HPにてご回答させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので予めご了承ください。

以下のメールアドレスあてに、ご質問事項および株主番号、株主名をご入力しメールをご送信ください。

事前質問受付アドレス sokai2021@toyoasano.co.jp

受付期限 2021年5月21日（金曜日）午後5時30分まで

# 招集ご通知

株主各位

(証券コード 5271)  
2021年5月10日

静岡県沼津市原315番地の2  
**株式会社トヨーアサノ**  
代表取締役社長 植松 泰右

## 第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2021年5月24日（月曜日）午後5時30分まで**に到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

**1. 日 時** 2021年5月25日（火曜日）午前10時（受付開始予定時間 午前9時）

**2. 場 所** 静岡県沼津市上土町100番地1  
沼津リバーサイドホテル 3階 香陵

### 3. 株主総会の目的事項

**報告事項** (1) 第78期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）

事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第78期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）

計算書類報告の件

**決議事項** **第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

**第2号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類について修正事項が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.toyoasano.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、**当社ウェブサイト** (<https://www.toyoasano.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。  
したがいまして、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員が任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会から意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	1	ウエ マツ 植松 泰右	タイスケ (1979年7月3日生)	所有する当社株式の数	3,200株	再任
-------	---	----------------	----------------------	------------	--------	----

#### 略歴、地位、担当の状況

2003年 4月	（株）東京放送入社	2011年 3月	当社取締役執行役員管理本部長
2007年 3月	当社入社	2011年 5月	当社取締役常務執行役員管理本部長
2009年 3月	当社パイル営業本部副本部長	2013年 5月	当社代表取締役副社長
2009年 5月	当社取締役執行役員 パイル営業副本部長	2015年 5月	当社代表取締役社長 (現在に至る)

#### 取締役候補者とする理由

植松泰右氏は、取締役として長年にわたり当社の経営を担っており、その経営全般にわたる豊富な経験と実績、高度な見識を有しております、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	2	スギ ヤマ 杉山 康彦	ヤス ヒコ (1965年8月16日生)	所有する当社株式の数	900株	再任
-------	---	----------------	------------------------	------------	------	----

#### 略歴、地位、担当の状況

1994年 4月	当社入社	2015年 5月	当社取締役執行役員 パイル営業本部長
2004年 3月	当社パイル営業本部開発営業部部長	2019年 3月	当社常務取締役 パイル営業本部長 (現在に至る)
2009年 3月	当社パイル営業本部副本部長		
2013年 6月	当社執行役員パイル営業本部長		

#### 取締役候補者とする理由

杉山康彦氏は、営業部門の責任者としてパイル営業本部長を務め、設計・技術営業の強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しております、当社グループの成長戦略の推進に適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3 杉山 敏彦 (1963年10月12日生)

所有する当社株式の数

1,400株

再任

#### 略歴、地位、担当の状況

1986年 3月 当社入社  
2007年 3月 当社総務部副部長  
2009年 3月 当社総務部部長

2013年 6月 当社執行役員管理本部長  
2015年 5月 当社取締役執行役員管理本部長  
2020年 3月 当社取締役管理本部長  
(現在に至る)

#### 取締役候補者とする理由

杉山敏彦氏は、総務部門、経理部門の責任者として管理本部長を務め、コンプライアンスの徹底やガバナンス体制の強化を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しております、当社グループの企業体質を強めるために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4 竹嶋 泰弘 (1967年2月25日生)

所有する当社株式の数

1,800株

再任

#### 略歴、地位、担当の状況

1989年 4月 新日本製鐵(株)  
(現日本製鉄(株)) 入社  
2008年 7月 当社入社  
2010年 3月 当社東京工場副工場長

2013年 6月 当社執行役員東京工場副工場長  
2015年 5月 当社取締役執行役員東京工場長  
2020年 3月 当社取締役東京工場長  
(現在に至る)

#### 重要な兼職の状況

(株)トウパル興産代表取締役社長

#### 取締役候補者とする理由

竹嶋泰弘氏は、製造部門の責任者として東京工場長を務め、製品品質の向上・コスト管理の徹底を推進するなど豊富な経験と実績、高度な見識を有しております、当社グループの品質保証体制の強化を牽引するために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 所有する当社株式の数には、役員持株会の持分が含まれております。  
3. 役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約について

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、2021年6月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約により、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重大過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

## 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役4名全員が任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	1	サトメ 五月女 五郎	ゴロウ (1943年8月3日生)	所有する当社株式の数 0株	再 任	社 外	独 立
------------	---	---------------	---------------------	------------------	-----	-----	-----

### 略歴、地位、担当の状況

1977年 4月	弁護士登録 榎原卓郎法律事務所入所	2015年 5月 当社監査役
1979年 2月	五月女五郎法律事務所開設 (現在に至る)	2017年 5月 当社取締役 (監査等委員) (現在に至る)

### 重要な兼職の状況

五月女五郎法律事務所所長弁護士

### 社外取締役候補者とする理由

五月女五郎氏は弁護士として培われた専門的な知識・経験を有しております、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査を遂行していただけることを期待して選任しております。

なお、同氏は当社監査役および監査等委員である取締役以外に直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 五月女五郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 同氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約について

当社は、取締役 (監査等委員である取締役を含む) を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、2021年6月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に關し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重大過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

5. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

6. 同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。

7. 同氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。

8. 同氏は五月女五郎法律事務所の所長弁護士であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料および報酬額は多額の金銭には該当いたしません。

候補者 番号 2 キラ ナオユキ  
吉良 尚之 (1961年12月24日生)

所有する当社株式の数

0株

再任

社外

### 略歴、地位、担当の状況

1984年 4月	日本セメント(株) (現太平洋セメント(株)) 入社	2017年 4月	同社関西四国支店長
2006年 4月	同社東京支店横浜営業所長	2019年 4月	同社執行役員 セメント事業本部営業部長 (現在に至る)
2007年 5月	同上 (兼) 横須賀小野田レミコン(株) 代表取締役社長	2019年 5月	当社取締役 (監査等委員) (現在に至る)
2012年 4月	同社中国支店セメント営業部長		

### 重要な兼職の状況

太平洋セメント(株)執行役員セメント事業本部営業部長

### 社外取締役候補者とする理由

吉良尚之氏は現在、太平洋セメント(株)の執行役員セメント事業本部営業部長の職にあり、これまで長年にわたり、営業部門で活躍されている経歴に加え、横須賀小野田レミコン(株)では代表取締役社長を務められており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験を生かし、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査を遂行していただけることを期待して選任しております。

(注) 1. 吉良尚之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 同氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険 (D & O保険) 契約について

当社は、取締役 (監査等委員である取締役を含む) を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D & O保険) 契約を締結しており、2021年6月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に關し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

5. 同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。

6. 太平洋セメント(株)は当社発行済株式総数の11.88%を保有する主要株主であるとともに、特定関係事業者であり、当社は同社との間で当社主要製品の原材料取引があります。

候補者番号 3 勝又 康博 (カツマタ ヨシヒロ) (1971年4月22日生)

所有する当社株式の数

0株

再任

社外

独立

### 略歴、地位、担当の状況

1995年4月 朝日監査法人  
(現有限責任あづさ監査法人) 入社  
1998年4月 公認会計士登録

2001年8月 勝又公認会計士事務所開設  
(現在に至る)  
2019年5月 当社取締役(監査等委員)  
(現在に至る)

### 重要な兼職の状況

勝又公認会計士事務所代表

### 社外取締役候補者とする理由

勝又康博氏は公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い識見を有しており、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査を遂行していただけることを期待して選任しております。

なお、同氏は当社監査等委員である取締役以外に直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 勝又康博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 同氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険(D&O保険)契約について  
当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む)を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、2021年6月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。
5. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しており、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
7. 同氏は勝又公認会計士事務所の代表であり、当社は同公認会計士事務所と顧問契約を締結しておりますが、その顧問料および報酬額は多額の金銭には該当いたしません。

候補者番号 4 梶田 好一 (1960年1月3日生)

所有する当社株式の数

0株

新任

社外

独立

### 略歴、地位、担当の状況

1983年 4月 警察庁入庁  
2009年 8月 鹿児島県警察本部長  
2015年 8月 愛知県警察本部長  
2017年 8月 警察庁交通局長

2019年 6月 日本ギア工業(株)取締役  
(現在に至る)  
2020年 1月 (株)電通エグゼクティブ・シニア・アドバイザー  
(現在に至る)

### 重要な兼職の状況

日本ギア工業(株)取締役  
(株)電通エグゼクティブ・シニア・アドバイザー

### 社外取締役候補者とする理由

梶田好一氏は公務員を長年歴任された経験に加え、日本ギア工業(株)では取締役を務められており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験を活かし、当社の経営執行に対する適法性、健全性、透明性について適切な監査をしていただけることを期待して選任しております。

- (注) 1. 梶田好一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 同氏は社外取締役候補者であります。  
3. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は社外取締役が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏につきましても、本議案が原案どおりご承認いただいた場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。  
4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約について  
当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、2021年6月に同契約を更新する予定であります。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重大過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。  
5. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその結果

当連結会計年度（2020年3月1日から2021年2月28日まで）のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により社会活動が広範囲にわたって強く抑制されるなど、これまでに経験のない状況でありました。新型コロナウイルス感染症対策に直接的な影響を受ける個人消費が大きな落ち込みとなっている一方、設備投資は、堅調な海外需要、企業の投資マインドの改善等を背景として、昨秋以降は持ち直し基調となっております。このように、新型コロナウイルス感染症対策による影響は、経済部門や産業・業種によってかなり大きさが異なるなど不透明な状況が続いております。

当社グループの事業分野であります建設業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で物件の遅延も発生いたしましたが、現時点での影響は限定的な状況であります。

当社グループの主力事業でありますコンクリートパイル事業におきましては、全国需要は前連結会計年度を若干下回りましたが、当社の主力商圈であります関東および静岡につきましては、前連結会計年度を上回る水準で推移いたしました。

また、コンクリートセグメント事業につきましては、大型物件の端境期にあり、前連結会計年度に引き続き極めて厳しい事業環境となりました。また、需要の回復は、大型物件の製造が始まる翌連結会計年度からを想定しております。

不動産賃貸事業につきましては、安定した業績で推移しております。

このような状況において、当社グループは、「顧客第一」「合理追求」「人倫遵守」の経営理念の下、高度化するお客様のニーズを迅速かつ正確に捉え、高品質の製品・サービスを競争力のあるコストで提供してまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高は16,421百万円（前連結会計年度比22.6%増）、営業利益は304百万円（前連結会計年度比30.2%増）、経常利益は295百万円（前連結会計年度比35.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は160百万円（前連結会計年度比66.5%増）となりました。



なお、当連結会計年度における事業セグメント毎の業績は次のとおりであります。

## コンクリート二次製品事業

売上高構成比



主な事業内容 :

- コンクリートパイルの製造・販売
- コンクリートパイルの付属品の販売
- 建設用資材の販売
- コンクリートパイルの運送

コンクリート二次製品事業の主力事業でありますコンクリートパイル事業につきましては、全国需要は西日本の需要環境が大変厳しかったことなどから、前連結会計年度を下回りましたが、当社の主力商圈であります関東および静岡につきましては、前連結会計年度を上回る水準で推移した結果、当連結会計年度の売上高は7,932百万円（前連結会計年度比29.9%増）、営業利益は310百万円（前連結会計年度比94.8%増）となりました。

## コンクリートセグメント事業

売上高構成比



主な事業内容 :

- コンクリートセグメントの製造・販売
- コンクリートセグメントの付属品の製造・販売
- コンクリートセグメントの運送

大型物件の端境期にあり、前連結会計年度に引き続き極めて厳しい事業環境となった結果、当連結会計年度の売上高は、1,549百万円（前連結会計年度比4.4%増）、営業損失は2百万円（前連結会計年度は3百万円の利益）となりました。

## 工事事業

売上高構成比



主な事業内容 :

- コンクリートパイルの杭打ち施工
- その他基礎工事

コンクリート二次製品事業と同様に、下半期以降に大型物件の完工が集中したことから人件費を中心に工事原価率が大幅に上昇した結果、当連結会計年度の売上高は6,745百万円（前連結会計年度比20.3%増）、営業利益は472百万円（前連結会計年度比13.6%減）となりました。

## 不動産賃貸事業

売上高構成比



主な事業内容 :

- 不動産賃貸業

当連結会計年度の売上高は193百万円（前連結会計年度比1.2%減）、営業利益は前連結会計年度に実施した大規模修繕の影響がなくなったことから138百万円（前連結会計年度比7.3%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、生産能力の維持、品質向上および環境対応に資する投資を重点に実施することを基本としております。

当連結会計年度における設備投資の総額は1,145百万円となりました。その主なものは、コンクリートパイル製造用設備、工事施工用治具、コンクリートパイルおよびコンクリートセグメント製造用型枠であります。

なお、設備投資所要資金につきましては、自己資金、借入金およびファイナンス・リース取引によって賄っております。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

該当事項はありません。

**(8) 対処すべき課題**

今後の経済環境の見通しにつきましては、日本に先行して海外で行われているワクチン接種が順調に進展している模様であること、海外需要が底堅いことなどから、日本経済につきましても新型コロナウイルス感染症の流行状況によって振れはあるものの、基調といたしましては持ち直していくものと推定しております。一方で、国内の雇用環境の悪化等から個人消費の低迷が長引き、景気が低迷する懸念もあります。このような下振れ懸念を踏まえ、慎重な事業環境分析に努めてまいります。

コンクリート二次製品事業・工事事業におきましても、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による影響を現段階で見定めることは極めて難しい状況となっております。当面は、状況把握に全力を傾け、必要な対策を実行してまいります。

コンクリートセグメント事業におきましては、当面極めて厳しい事業環境が続くものと予想され、前年度に引き続き徹底したコスト管理および削減に努めてまいります。

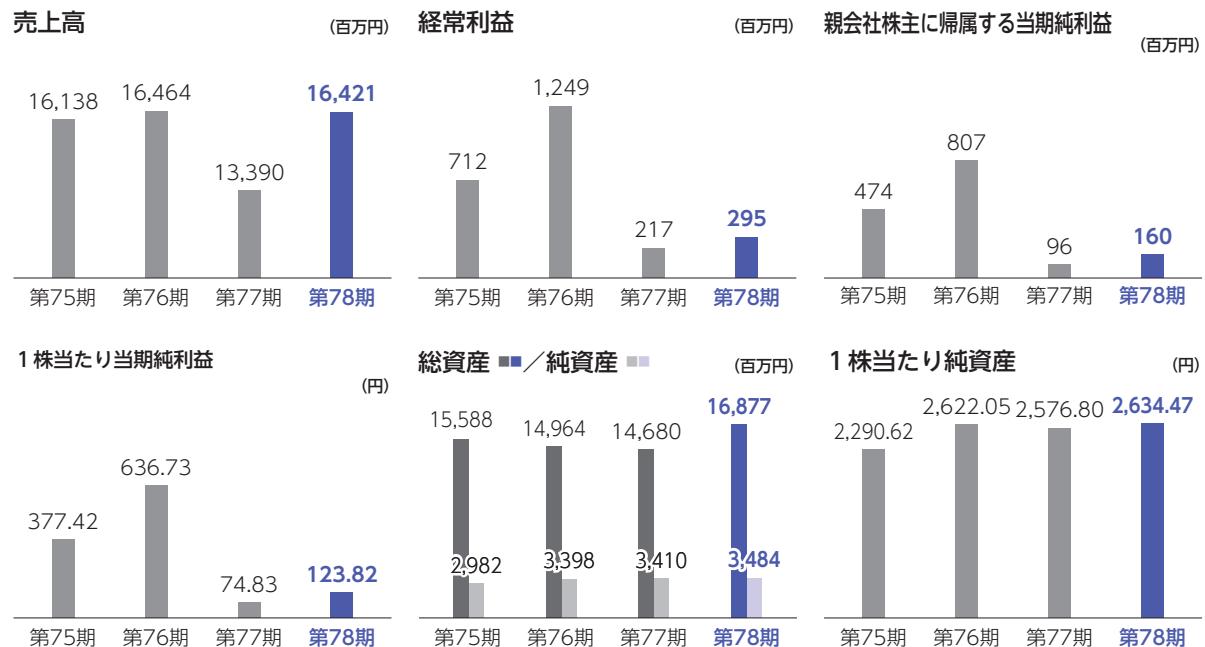
このような事業環境の中、当社グループは、「顧客第一」「合理追求」「人倫遵守」の経営理念の下、売上高と利益の成長を志向し、経営資源の拡大を目指してまいります。経営資源の拡大を通じて、お客さまに提供可能な製品やサービスを拡充し、顧客満足を高めることで社会に貢献してまいる所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも何卒よろしくご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産および損益の状況の推移

区分	分	第 75 期 自2017年3月1日 至2018年2月28日	第 76 期 自2018年3月1日 至2019年2月28日	第 77 期 自2019年3月1日 至2020年2月29日	第 78 期 (当連結会計年度) 自2020年3月1日 至2021年2月28日
売上高	(千円)	16,138,890	16,464,724	13,390,680	16,421,930
経常利益	(千円)	712,514	1,249,427	217,931	295,712
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	474,594	807,974	96,340	160,434
1株当たり当期純利益	(円)	377.42	636.73	74.83	123.82
総資産	(千円)	15,588,758	14,964,069	14,680,864	16,877,268
純資産	(千円)	2,982,439	3,398,774	3,410,409	3,484,165
1株当たり純資産	(円)	2,290.62	2,622.05	2,576.80	2,634.47

(注) 1.2017年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い1株当たり純資産、1株当たり当期純利益については、当該株式併合が第75期の期首に行われたと仮定して算定しております。



## (10) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日本セグメント工業(株)	90,000千円	90.00 %	コンクリートセグメント製品製造業

連結子会社は、上記の重要な子会社1社を含む3社であります。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (11) 主要な事業内容

当社グループの事業セグメントは次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
コンクリート二次製品事業	コンクリートパイルの製造・販売 コンクリートパイルの付属品の販売 建設用資材の販売 コンクリートパイルの運送
コンクリートセグメント事業	コンクリートセグメントの製造・販売 コンクリートセグメントの付属品の製造・販売 コンクリートセグメントの運送
工事事業	コンクリートパイルの杭打ち施工 その他基礎工事
不動産賃貸事業	不動産賃貸業

## (12) 主要な事業所

### ① 当社

本社：静岡県沼津市原315番地の2  
工場：東京工場（東京都西多摩郡）  
営業事務所：東京事務所（東京都新宿区）

### ② 子会社

- ・日本セグメント工業（株）（静岡県沼津市）
- ・（株）トウパル興産（静岡県沼津市）
- ・（株）東商（静岡県沼津市）

### (13) 従業員の状況

事業セグメントの名称	従業員数(名)
コンクリートニ 次 製 品 事 業	134 ( 68 )
コンクリートセグメント事 業	25 ( 34 )
工 事 事 業	42 ( 22 )
不 動 産 賃 貸 事 業	1 ( 0 )
全 社 ( 共 通 )	26 ( 1 )
合 計	228 ( 125 )

(注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2. 従業員数の(外書)は、臨時従業員数(パートタイマーおよび派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員であります。

### (14) 主要な借入先

借入先						借入金残高
(株) 静岡銀行						2,592,720 千円
(株) 三菱UFJ銀行						926,731
スルガ銀行						727,400
(株)みずほ銀行						238,481

### (15) その他企業集団の現況に関する事項

特記すべき事項はありません。

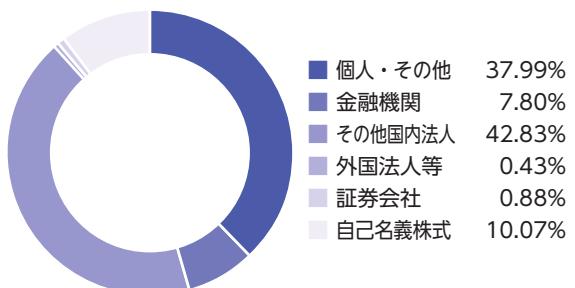
## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 1,440,840株 (自己株式 145,124株を含む。)  
 (3) 当事業年度末株主数 1,116名  
 (4) 大株主

株 主 名		持 株 数	持 株 比 率
1	東洋鉄工株式会社	367 千株	28.36 %
2	太平洋メント株式会社	171	13.22
3	株式会社静岡銀行	55	4.32
4	トヨアサノ取引先持株会	46	3.61
5	高周波熱鍊株式会社	40	3.10
6	スルガ銀行株式会社	31	2.46
7	三京化成株式会社	27	2.08
8	植松昭子	24	1.86
9	宇田肇	21	1.65
10	和田克英	13	1.07

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は、自己株式145,124株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 所有株式数別分布状況



**(5) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	植 松 泰 右	日本セグメント工業株式会社 代表取締役社長
常務取締役	杉 山 康 彦	パ イ ル 営 業 本 部 長
取 締 役	杉 山 敏 彦	管 理 本 部 長
取 締 役	竹 嶋 泰 弘	東 京 工 場 長 株 式 会 社 ト ウ パ ル 興 産 代 表 取 締 役 社 長
取 締 役 (監査等委員長)	五月女 五 郎	五 月 女 五 郎 法 律 事 務 所 所 長 弁 護 士
取 締 役 (監査等委員)	笠 原 孝 志	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 専務理事
取 締 役 (監査等委員)	吉 良 尚 之	太平洋セメント株式会社 執行役員セメント事業本部営業部長
取 締 役 (監査等委員)	勝 又 康 博	勝 又 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表

- (注) 1. 取締役 五月女五郎、笠原孝志、吉良尚之、勝又康博の各氏は社外取締役であり、五月女五郎、笠原孝志、勝又康博の各氏は東京証券取引所へ独立役員として届け出ています。  
 2. 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由  
 当社は、内部監査室により実施した内部監査結果につきましては監査等委員会において、また取締役の業務執行の状況につきましては取締役会において、原則毎月1回以上報告されるほか、監査等委員とは定期的に情報交換、意見交換を行い、会社グループの内部統制システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されていることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。  
 3. 監査等委員 勝又康博氏は長年公認会計士として企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 取締役 植松泰右氏は2021年2月28日付をもって日本セグメント工業株式会社 代表取締役社長を辞任により退任いたしました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、予め賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役（監査等委員）4名は当社との間で当該契約を締結しております。これに基づく賠償責任限度額は法令の定める額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険（D & O保険）契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、役員等賠償責任保険（D & O保険）契約を締結しております、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重大過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

### (4) 取締役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 (監査等委員を除く)	4名	86,150千円
取締役 (監査等委員)	4名	10,200千円
合計	8名	96,350千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 2017年5月24日開催の第74回定期株主総会にて取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年230,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年20,000千円以内と決議いたしております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
  - ・取締役（監査等委員長）五月女五郎氏は兼職先であります五月女五郎法律事務所の所長弁護士であり、当社は五月女五郎法律事務所と顧問契約を締結しております。
  - ・取締役（監査等委員）笠原孝志氏の兼職先であります一般社団法人全国道路標識・標示業協会と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）吉良尚之氏の兼職先であります太平洋セメント株式会社は、当社発行済株式総数の11.88%を保有する主要株主であるとともに、特定関係事業者であり、同社から当社主要製品の原材料を購入しております。
  - ・取締役（監査等委員）勝又康博氏は兼職先であります勝又公認会計士事務所の代表であり、当社は勝又公認会計士事務所と顧問契約を締結しております。

## ② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員長)	五月女 五 郎	当事業年度に開催された8回の取締役会、また、当事業年度に開催された8回の監査等委員会全てに出席し、これまで培った法曹会での幅広い見識と豊富な経験を基に意見やアドバイスを述べるとともに経営者との意見交換会を定期的に実施しております。
取 締 役 (監査等委員)	笠 原 孝 志	当事業年度に開催された8回の取締役会、また、当事業年度に開催された8回の監査等委員会全てに出席し、これまで公務員として培った幅広い見識と豊富な経験を基に意見やアドバイスを述べるとともに経営者との意見交換会を定期的に実施しております。
取 締 役 (監査等委員)	吉 良 尚 之	当事業年度に開催された8回の取締役会、また、当事業年度に開催された8回の監査等委員会全てに出席し、これまで培った幅広い見識と豊富な経験を基に意見やアドバイスを述べるとともに経営者との意見交換会を定期的に実施しております。
取 締 役 (監査等委員)	勝 又 康 博	当事業年度に開催された8回の取締役会、また、当事業年度に開催された8回の監査等委員会全てに出席し、これまで培った公認会計士としての幅広い見識と豊富な経験を基に意見やアドバイスを述べるとともに経営者との意見交換会を定期的に実施しております。

## ③ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (監査等委員)	4名	10,200千円
合 計	4名	10,200千円

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

芙蓉監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 20,000千円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由については、監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、当該報酬は適切、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社は会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人がその職務を適切に執行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社が業務の適正を確保するための体制として、2017年5月24日開催の取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

#### 内部統制システムの構築に関する基本的な考え方

当社およびグループ会社はコーポレートガバナンスの中核を「企業経営の適法性と効率性の確保・強化」と位置づけ、株主の平等な権利保護を始めとし、当社およびグループ会社を取り巻く全ての利害関係者から期待される公正かつ透明性に優れた効率的な経営を行うための組織体制の構築に努め、もって企業の競争力と収益力の増進を図る。

この基本理念の下、コーポレートガバナンスの充実・強化のため、次のとおり内部統制システム構築に関する基本方針を定める。

#### 1. 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長は当社およびグループ会社全役職員に対し、法令、定款、社内諸規則ならびに社会倫理の遵守が企業活動の前提であることを伝え、当社およびグループ会社全ての役職員のコンプライアンス意識向上に努める。
- ② 独立的な監視機関として社長直轄の内部監査室を設置、全ての企業活動が適正かつ健全に行われているかを監視し、必要があると認めた時は社長および監査等委員会に対し速やかに報告を行う。
- ③ 当社およびグループ会社全ての業務執行の適法性の確保とコンプライアンス意識向上のため取締役会直属のコンプライアンス会議を設置する。
- ④ 監査等委員会はこの内部統制システムが有効に機能しているかを監視し、必要があると認めた時は取締役会に対し改善を助言し、あるいは勧告する。
- ⑤ 当社およびグループ会社の役職員から社内における法令違反行為等に関する自発的情報を集約するため内部相談窓口を設置する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録し、経営判断に用いた関連資料とともに適切に保存および管理する。文書管理に関する主管部署は管理対象文書、保存期間、管理方法等を定めた文書管理規程を策定する。
- ② 取締役は何時でもこれらの文書等を閲覧できるものとし、主管部署はこれに備え隨時閲覧可能な状態を維持する。

## 3. 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内部統制の本質としてのリスク管理を充実させるため当社およびグループ会社各業務部門別におけるビジネスリスク管理について定め、内部監査室はこのリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失の極小化に努める。
- ② リスク情報については定期的に取締役会に状況報告を行う。

## 4. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため取締役会を原則として月1回開催する他、必要に応じて隨時に機動的に開催する。
- ② 法令および取締役会規程に定められた決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 経営の意思決定のスピード化と事業活動の総合調整を図る機関として業務会を設置し、必要に応じて取締役会に隨時提言を行う。

## 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社に対し取締役および内部監査室長を派遣し、業務の適正を確保する。
- ② グループ会社がグループ全体の経営・財務に重大な影響を及ぼす事項を実施する際は、当社管理部は適切な指導を行う。
- ③ 内部監査室はグループ会社の法令および定款の遵守体制の有効性について監査を行い、必要があると認めた時は、速やかにその対策を講ずるよう適切な指導を行う。

## **6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し監査業務の遂行のため、補助の使用人配置の他必要な事項を指示できるものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等はその権限の行使を妨げることはできない。
- ② 監査等委員会を補助する使用人の人事に関する事項は監査等委員会に意見を求め、その意見を尊重するものとする。

## **7. 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制**

- ① 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、法令および定款違反ならびに不正行為の事実、または経営に重大な影響を及ぼす事項について速やかに監査等委員会に報告を行う。
- ② 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は内部統制システムの活動状況を隨時、監査等委員会に報告を行う。

## **8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 業務の執行状況を把握するため監査等委員会は取締役会のほか、業務会等の重要な会議に出席、または監査等委員会から指名された使用人よりその会議内容について直接報告を受ける。
- ② 重要な事項の実施を求める当社およびグループ会社の社内稟議書および監査等委員会が要求する当社およびグループ会社の会議議事録については監査等委員会に回付、または監査等委員会から指名された使用人よりその決議および会議内容について直接報告を受ける。
- ③ 監査等委員会、会計監査人および内部監査室は定期的に会合を持ち、情報交換、意見交換を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### 1. コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンス会議を毎月開催し、問題の早期発見と改善措置を実施しております。内部監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認しております。

さらに、役職員から法令違反行為等に関する自発的情報を集約するため、内部相談窓口を設置しております。

### 2. 取締役の職務執行体制

当社は、取締役会規程や社内規程、経営要綱を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底しております。

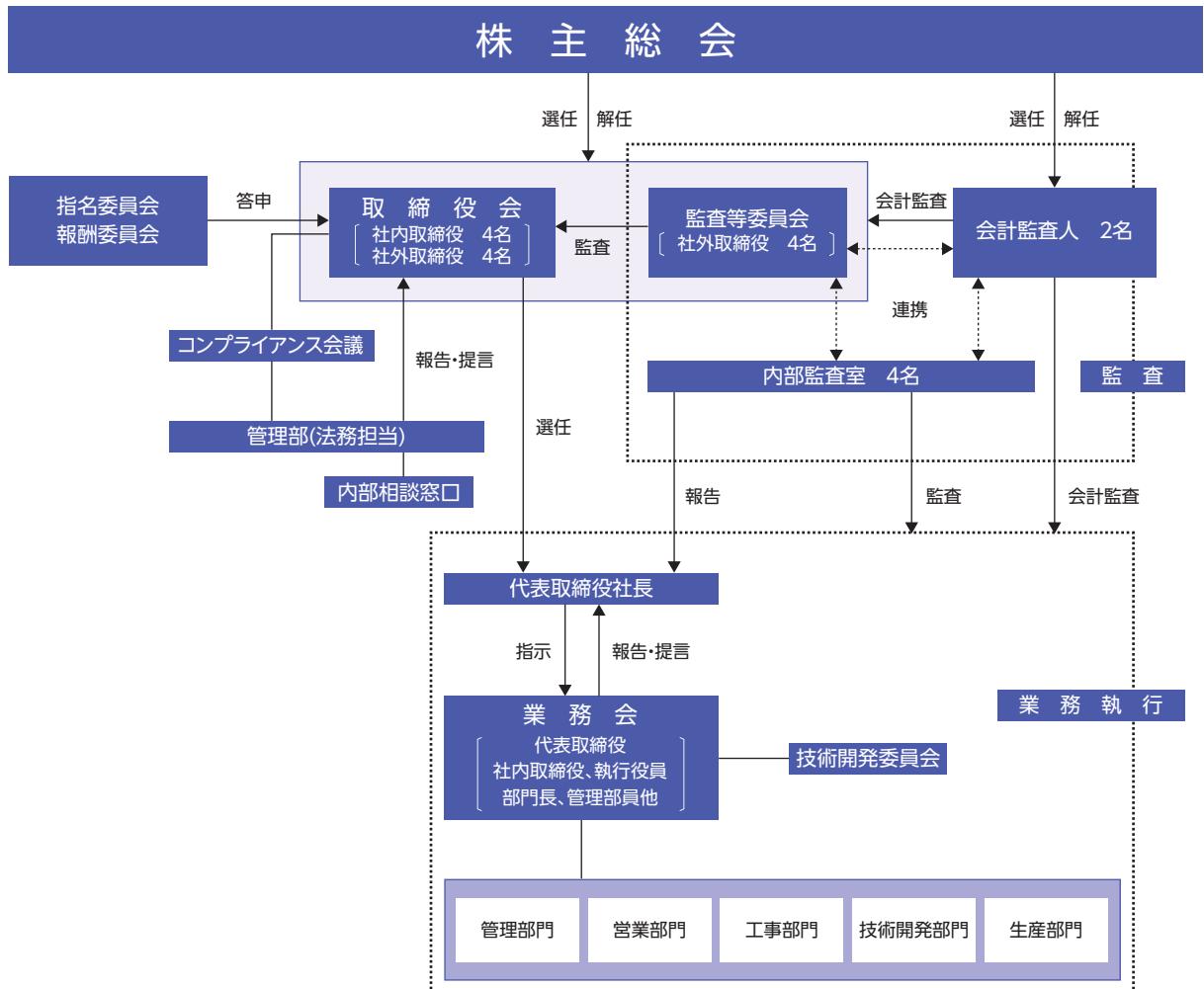
当社の取締役は、取締役会を毎月開催し、重要経営事項に関する審議および決定をおこなっております。さらに、業務執行取締役、執行役員、部門長以上で構成され、重要事項について検討する業務会を毎月開催し、業務執行の適正性、効率性を確保しております。

### 3. 監査等委員会の監査体制

当社の監査等委員会は、監査の方針に従い、取締役およびその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、毎月開催される監査等委員会を通じて各監査等委員との情報共有を図るとともに、会計監査人および内部監査室と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

### 4. グループ会社管理体制

当社のグループ会社は、稟議申請に関して当社管理部に報告することを義務とし、当社管理部はその決裁事項を監督しております。また、毎月開催される当社取締役会において、グループ会社の取締役より業績および営業状況の報告を実施しております。さらに、当社の内部監査室は、グループ会社の管理部門と連携し、法令および定款の遵守体制の有効性について監査し、定期的に取締役および監査等委員会に報告しております。



### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

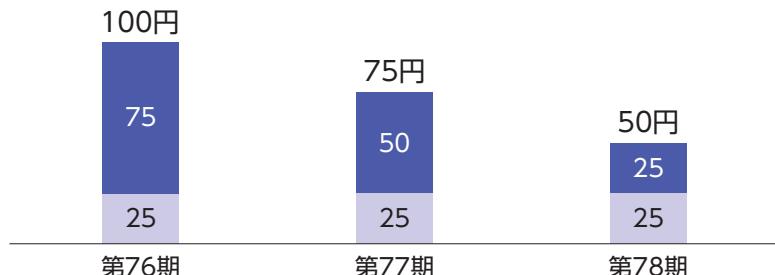
当社は、株主の皆さんに対する利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けており、事業に対する投資や財務安定性の向上のための適正な内部留保等を総合的に勘案したうえで、株主の皆さんには配当性向25%を目安とした還元を目指すことを基本方針としております。

また、内部留保資金の使途につきましては、財務の安定性向上および将来にわたって株主の利益確保のための事業拡大や設備投資、人材の確保・教育・育成に積極的に活用していく所存であります。

なお、当社は、期末の年1回において剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、毎年8月31日の基準日をもって会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、当社普通株式1株当たり普通配当25円とさせていただきます。なお、配当総額は32,392,900円となります。また、中間期において、中間配当金1株当たり25円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり50円となります。

**1株当たりの配当金**  
(単位：円) ■ 中間 ■ 期末



## 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第78期 (2021年2月28日現在)	第77期（ご参考） (2020年2月29日現在)	科 目	第78期 (2021年2月28日現在)	第77期（ご参考） (2020年2月29日現在)
<strong>資産の部</strong>			<strong>負債の部</strong>		
<strong>流動資産</strong>	<strong>7,655,028</strong>	<strong>6,179,630</strong>	<strong>流動負債</strong>	<strong>9,458,363</strong>	<strong>7,149,491</strong>
現金及び預金	2,580,563	1,711,441	支払手形及び買掛金	3,328,719	2,651,814
受取手形及び売掛金	3,133,111	2,657,331	電子記録債務	2,362,461	1,591,141
電子記録債権	842,170	698,238	短期借入金	786,000	—
たな卸資産	1,032,109	902,530	一年以内返済長期借入金	1,877,365	1,986,077
その他	67,073	210,088	リース債務	158,499	168,775
<strong>固定資産</strong>	<strong>9,222,239</strong>	<strong>8,501,233</strong>	未払金	473,678	367,664
<strong>有形固定資産</strong>	<strong>7,937,807</strong>	<strong>7,472,467</strong>	未払法人税等	105,549	22,085
建物及び構築物	1,257,246	1,338,554	その他	366,089	361,933
機械装置及び運搬具	230,612	267,916	<strong>固定負債</strong>	<strong>3,934,739</strong>	<strong>4,120,963</strong>
工具器具備品	294,614	175,559	長期借入金	2,971,064	3,126,244
土地	4,884,384	4,884,384	リース債務	365,430	411,549
リース資産	533,604	589,792	退職給付に係る負債	430,585	415,510
建設仮勘定	737,345	216,260	長期末払金	51,555	51,555
<strong>無形固定資産</strong>	<strong>192,999</strong>	<strong>151,455</strong>	その他	116,104	116,104
借地権	27,584	27,584	<strong>負債合計</strong>	<strong>13,393,103</strong>	<strong>11,270,455</strong>
ソフトウェア	150,947	100,698	<strong>純資産の部</strong>		
電話加入権	11,928	11,928	<strong>株主資本</strong>	<strong>3,623,125</strong>	<strong>3,559,869</strong>
その他	2,539	11,243	資本金	720,420	720,420
<strong>投資その他の資産</strong>	<strong>1,091,433</strong>	<strong>877,310</strong>	資本剰余金	706,858	706,858
投資有価証券	352,162	204,435	利益剰余金	2,302,497	2,239,241
更生債権等	5,525	7,644	自己株式	△106,650	△106,650
繰延税金資産	264,092	248,699	その他の包括利益累計額	△209,606	△221,074
その他	475,178	424,175	その他有価証券評価差額金	12,872	△7,125
貸倒引当金	△5,525	△7,644	退職給付に係る調整累計額	△222,479	△213,948
<strong>資産合計</strong>	<strong>16,877,268</strong>	<strong>14,680,864</strong>	<strong>非支配株主持分</strong>	<strong>70,646</strong>	<strong>71,614</strong>
			<strong>純資産合計</strong>	<strong>3,484,165</strong>	<strong>3,410,409</strong>
			<strong>負債純資産合計</strong>	<strong>16,877,268</strong>	<strong>14,680,864</strong>

## 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第78期 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)	第77期（ご参考） (2019年3月1日から2020年2月29日まで)
売上高	16,421,930	13,390,680
売上原価	14,273,570	11,401,052
売上総利益	2,148,360	1,989,627
販売費及び一般管理費	1,843,611	1,755,487
営業利益	304,749	234,139
営業外収益	56,270	51,046
受取利息及び配当金	12,749	9,087
その他	43,520	41,959
営業外費用	65,306	67,255
支払利息	56,889	65,523
その他	8,417	1,731
経常利益	295,712	217,931
特別損失	21,098	21,296
固定資産除却損	0	21,296
投資有価証券評価損	21,098	—
税金等調整前当期純利益	274,614	196,634
法人税、住民税及び事業税	134,570	101,739
法人税等調整額	△20,413	△1,440
当期純利益	160,457	96,335
非支配株主に帰属する当期純利益 又は非支配株主に帰属する当期純損失（△）	22	△4
親会社株主に帰属する当期純利益	160,434	96,340

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第78期 (2021年2月28日現在)	第77期（ご参考） (2020年2月29日現在)	科 目	第78期 (2021年2月28日現在)	第77期（ご参考） (2020年2月29日現在)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>6,729,263</b>	<b>5,301,859</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,621,092</b>	<b>6,479,076</b>
現金及び預金	2,148,023	1,354,035	支払手形	1,844,135	1,320,519
受取手形	538,690	794,765	電子記録債務	2,225,972	1,491,866
電子記録債権	611,164	417,083	買掛金	1,316,940	1,061,501
売掛金	2,429,751	1,727,891	短期借入金	786,000	—
商品及び製品	529,552	557,553	一年以内返済長期借入金	1,877,365	1,986,077
原材料及び貯蔵品	123,222	138,848	リース債務	138,588	133,302
未成工事支出金	306,961	156,647	未払金	265,432	349,806
前払費用	34,460	31,411	未払法人税等	101,906	17,919
その他	7,437	123,623	未払費用	33,418	32,313
<b>固定資産</b>	<b>8,650,004</b>	<b>8,013,679</b>	前受収益	479	479
<b>有形固定資産</b>	<b>7,181,773</b>	<b>6,770,812</b>	前受金	858	2,772
建物	903,366	961,306	預り金	11,582	10,565
構築物	90,005	85,249	その他	18,413	71,951
機械及び装置	144,651	172,610	<b>固定負債</b>	<b>3,536,139</b>	<b>3,700,139</b>
車両運搬具	5,023	4,519	長期借入金	2,971,064	3,126,244
工具器具備品	91,684	97,807	リース債務	339,347	365,554
土地	4,720,792	4,720,792	退職給付引当金	71,104	53,717
リース資産	488,904	512,266	長期末払金	38,520	38,520
建設仮勘定	737,345	216,260	その他	116,104	116,104
<b>無形固定資産</b>	<b>158,971</b>	<b>137,554</b>	<b>負債合計</b>	<b>12,157,232</b>	<b>10,179,216</b>
特許権	2,539	3,850	<b>純資産の部</b>		
借地権	23,355	23,355	<b>株主資本</b>	<b>3,209,162</b>	<b>3,143,448</b>
ソフトウェア	123,427	100,698	資本金	720,420	720,420
その他の無形固定資産	9,649	9,649	資本剰余金	696,910	696,910
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,309,259</b>	<b>1,105,312</b>	資本準備金	579,892	579,892
投資有価証券	352,162	204,435	その他資本剰余金	117,017	117,017
関係会社株式	413,998	413,998	<b>利益剰余金</b>	<b>1,898,483</b>	<b>1,832,768</b>
出資金	780	780	利益準備金	180,105	180,105
更生債権等	5,525	7,644	その他利益剰余金	1,718,378	1,652,663
長期前払費用	37,912	15,725	土地圧縮積立金	20,814	20,814
繰延税金資産	152,113	141,801	償却資産圧縮積立金	5,474	5,860
その他の投資等	352,292	328,571	別途積立金	400,000	400,000
貸倒引当金	△5,525	△7,644	繰越利益剰余金	1,292,089	1,225,989
<b>資産合計</b>	<b>15,379,268</b>	<b>13,315,539</b>	<b>自己株式</b>	<b>△106,650</b>	<b>△106,650</b>
			<b>評価・換算差額等</b>	<b>12,872</b>	<b>△7,125</b>
			<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>12,872</b>	<b>△7,125</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>3,222,035</b>	<b>3,136,322</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>15,379,268</b>	<b>13,315,539</b>

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第78期 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)	第77期（ご参考） (2019年3月1日から2020年2月29日まで)
売上高	14,907,815	11,954,324
売上原価	12,853,509	10,057,457
売上総利益	2,054,306	1,896,867
販売費及び一般管理費	1,771,477	1,691,342
営業利益	282,829	205,524
営業外収益	79,425	74,028
受取利息	425	462
受取配当金	20,054	16,360
その他の営業外収益	58,945	57,206
営業外費用	65,306	66,965
支払利息	56,889	65,401
その他の営業外費用	8,417	1,564
経常利益	296,947	212,587
特別損失	21,098	21,108
固定資産除却損	—	21,108
投資有価証券評価損	21,098	—
税引前当期純利益	275,849	191,479
法人税、住民税及び事業税	132,094	97,745
法人税等調整額	△19,138	△1,108
当期純利益	162,893	94,842

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年4月9日

株式会社トーヨーアサノ  
取締役会 御中

芙蓉監査法人  
静岡県静岡市  
指定社員 鈴木潤㊞  
業務執行社員  
指定社員 鈴木信行㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーヨーアサノの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーヨーアサノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月9日

株式会社トーヨーアサノ  
取締役会 御中

芙蓉監査法人  
静岡県静岡市  
指定社員 鈴木潤㊞  
業務執行社員  
指定社員 鈴木信行㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーヨーアサノの2020年3月1日から2021年2月28日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第78期事業年度における取締役の職務について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月9日

株式会社トヨーアサノ 監査等委員会

監査等委員長 五月女 五郎 Ⓜ

監査等委員 笠原 孝志 Ⓜ

監査等委員 吉良 尚之 Ⓜ

監査等委員 勝又 康博 Ⓜ

（注） 監査等委員長五月女五郎、監査等委員笠原孝志、吉良尚之及び勝又康博は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

## 株主総会会場ご案内図

日時

2021年5月25日  
(火曜日) 午前10時  
(受付開始予定時間 午前9時)

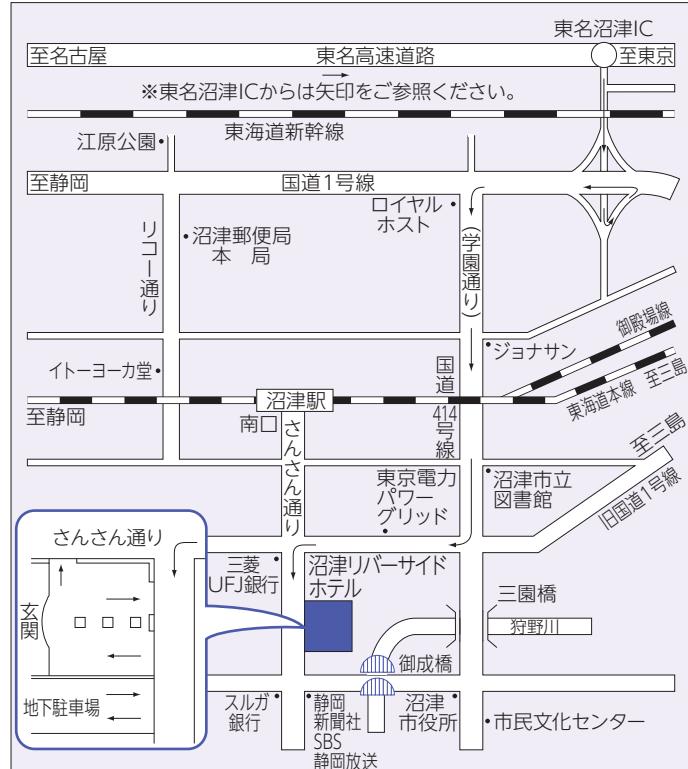
会場

沼津リバーサイドホテル  
3階 香陵  
静岡県沼津市上土町100番地1  
TEL 055-952-2411



### 交通のご案内

- JRご利用の場合  
東海道線沼津駅南口より徒歩7分。  
新幹線三島駅よりタクシーで約20分。
- お車ご利用の場合  
東名高速沼津ICより約15分。



未来を支える基礎づくり

**TP**  
TAFCO  
株式会社トヨーアサノ

**UD**  
FONT  
**VEGETABLE**  
OIL INK